

小学校給食室換気扇等清掃仕様書

1 件名

小学校給食室換気扇等清掃業務委託

2 施行範囲

鎌倉市立小学校16校の給食室内（便所、風呂場及び休憩室を除く）における次の各号に掲げる換気扇等（詳細は別紙「鎌倉市給食室換気扇等清掃対象機器一覧表」参照）

(1) 換気扇

ア 屋上ダクト換気扇（天井換気扇）

イ 壁面換気扇

ウ シロッコファン

(2) 付帯設備

ア フード（チャンバー含む）

イ グリスフィルター

ウ 空気圧調整ダクト用フィルター

(3) 構造

ア 天井（フードを除く全体）

イ 壁面（高さ1.8m以上の部分）

ウ ダクト立ち上り部分

3 業務回数及び日程

(1) 清掃は年2回行うものとし、1回目は7月22日から8月29日まで、2回目は3月20日から3月31日までの間に行うものとする。但し、土曜日・日曜日及び祝日を除く。

(2) 業務日程は、学校施設課と調整を行うこととする。

4 業務時間

業務時間は、原則9時から17時まで（準備・片付けの時間を含む）とする。

5 業務内容

(1) 屋上ダクト換気扇（天井換気扇）

ア 給食室の屋上の外部カバーを取り外し、本体及び羽根等に適正に希釈した洗浄剤（以下「洗剤」という）をむらのないように塗布し、油分等汚れを落とすこと。

イ 屋上及び床から手の届かない位置に設置されている、またはボルト等の腐食によりカバーが取り外せない場合は、柄の先に洗剤を塗布したウエス等を巻きつけたものにより、本体及び羽根等に洗剤をむらのないように塗布し、油分等汚れを落とすこと。

ウ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(2) 壁面換気扇

ア 本体及び羽根等に洗剤をむらのないように塗布し、油分等汚れを落とすこと。

イ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

ウ 換気扇（根付け等を除く）の本体は取り外して洗浄すること。

(3) シロッコファン

ア 羽根部分と内面部分に洗剤をむらのないよう塗布し、油分等汚れを落とすこと。

イ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(4) フード (チャンバー含む)

ア 洗剤をむらのないよう塗布し、油分等汚れを落とすこと。

イ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

ウ 油脂溜めの部分も前述のとおり洗浄すること。

(5) グリスフィルター

ア グリスフィルターを全て取り外し、1枚ずつ洗剤をむらのないよう塗布し、油分等汚れを落とすこと。

イ お湯洗い等により洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

ウ オイルカップも全て取り外し、前述のとおり洗浄すること。

エ 本体内部は、洗剤をむらのないよう塗布し、油分等汚れを落とすこと。

オ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(6) 空気圧調整ダクト用フィルター

ア フィルターを取り外し、掃除機により埃汚れを吸い取ること。

(7) 天井及び壁面

ア 洗剤を散布し、ウエス等で拭き取ること。

イ 特に油分等汚れの著しい部分は、ヘラ等を使用して汚れを除去すること。

ウ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(8) ダクト立ち上がり部分

ア 本体表面部と吸い込み口廻りまでの付着している油分等汚れを、洗剤をむらのないよう塗布して落とし、その後ウエス等で磨きあげること。

イ 水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(9) 検収

各小学校の作業終了後、栄養士等から作業終了の承認を得ること。

なお、作業内容に不備がある等の理由により、承認を得られなかった箇所については、再度洗浄をすること。

(10) その他

ア 洗剤は安全性の高いものを使用すること。

イ 給食室内はガス・電気機器・水槽等備品が多数設置されているので、各機器・設備等に汚れ・水分等が付かないよう作業前にビニールシート等で覆う等の養生をすること。

ウ 各機器の部品等を取り外して作業を行った後は、元通り取り付けること。

6 業務従事者

給食室内に入室する際は、業務従事者は衛生状態に特に注意し、清潔な服装・靴・帽子等を着用すること。

なお、靴は屋内外別のものを着用すること。

7 設備等の使用

(1) 作業に必要な資材及び器具等は受注者が用意すること。

(2) 鎌倉市は、受注者が作業を行うために必要な光熱水を支給するものとする。

8 事故報告

- (1) 業務中予期せぬ事故が発生した場合は、速やかに事故の收拾を図り、学校施設課へ報告を行うこと。
- (2) 業務中に建物、備品等を毀損したときは、業務従事者はその旨を学校施設課に速やかに報告し、指示に従い復旧すること。
なお、復旧にかかった費用については、受注者が負うものとする。
- (3) 事故の詳細は業務報告書とともに提出すること。

9 報告書の提出

- (1) 受注者は、各期間の業務完了後、速やかに業務報告書を学校施設課に提出すること。
- (2) 業務報告書には、各小学校の業務前、業務中及び業務後の写真を撮影し提出すること。

10 その他

この仕様書に記載していないことについては、学校施設課と協議を行ったうえで決めることとする。

鎌倉市立小学校給食室換気扇等清掃対象機器一覧表

| 学校名 | 所在地 | 屋上ダクト換気扇 | 壁面換気扇 | シロツコファン | 空気圧調整ダクト用フィルター | ダクト立ち上がり部分 | フード | グリスフィルター | 面積 (㎡) |
|---------|---------------|----------|-------|---------|----------------|------------|-----|----------|--------|
| 第一小学校 | 鎌倉市由比ガ浜2-9-55 | 0 | 6 | 1 | 0 | 4 | 3 | 16 | 228 |
| 第二小学校 | 鎌倉市二階堂878 | 0 | 11 | 0 | 0 | 2 | 3 | 8 | 144 |
| 御成小学校 | 鎌倉市御成町19-1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 5 | 22 | 228 |
| 稲村ヶ崎小学校 | 鎌倉市極楽寺3-2-3 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 3 | 2 | 190 |
| 七里ガ浜小学校 | 鎌倉市七里ガ浜東5-3-2 | 3 | 6 | 1 | 0 | 8 | 5 | 8 | 264 |
| 腰越小学校 | 鎌倉市腰越5-7-1 | 4 | 3 | 1 | 0 | 4 | 4 | 4 | 223 |
| 西鎌倉小学校 | 鎌倉市津1069 | 3 | 7 | 0 | 0 | 3 | 5 | 10 | 214 |
| 深沢小学校 | 鎌倉市梶原1-11-1 | 3 | 6 | 0 | 0 | 6 | 6 | 28 | 300 |
| 富士塚小学校 | 鎌倉市上町屋810 | 4 | 3 | 1 | 0 | 5 | 5 | 8 | 288 |
| 山崎小学校 | 鎌倉市山崎2500 | 4 | 4 | 0 | 0 | 3 | 5 | 7 | 165 |
| 小坂小学校 | 鎌倉市小袋谷587 | 4 | 2 | 0 | 0 | 4 | 4 | 24 | 326 |
| 今泉小学校 | 鎌倉市今泉2-13-1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 4 | 4 | 8 | 228 |
| 大船小学校 | 鎌倉市大船2-8-1 | 4 | 4 | 1 | 0 | 5 | 5 | 20 | 271 |
| 玉縄小学校 | 鎌倉市玉縄1-860 | 0 | 10 | 0 | 0 | 9 | 9 | 14 | 270 |
| 植木小学校 | 鎌倉市植木1 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 3 | 12 | 267 |
| 関谷小学校 | 鎌倉市関谷468-1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 14 | 255 |
| 計 | | 36 | 81 | 9 | 1 | 73 | 73 | 205 | 3,861 |